

平成 21 年度 和歌山県労働条件等実態調査報告書が  
まとまりました

I 調査目的

県内の民営企業の事業所における労働者の労働条件、各種制度等の実態を明らかにし、それらの改善と、労使関係の安定に資するための基礎資料を作成する。

II 調査方法 郵送による通信調査

III 調査時点 平成 21 年 7 月 31 日現在

IV 調査結果の概要

<特徴点>

- 平成20年度の有給休暇取得率は 48.2%
- 育児休業制度を規定しているのは 66.4% (㊟65.3%)
- 育児休業取得率は、男性 2.95%、女性 86.74% (㊟男性2.29%、女性85.08%)
- 介護休業制度を規定しているのは 59.8% (㊟57.6%)
- 育児のための支援措置があるのは 56.5% (㊟53.6%)
- 介護のための支援措置があるのは 48.8% (㊟46.0%)
- 子の看護休暇制度を規定しているのは 38.7% (㊟36.9%)
- 公益通報の方法や通報者の不利益処分の禁止について規定しているのは  
14.0% (㊟14.5%)
- 管理職に占める女性の割合は 17.5% (㊟15.2%)

## 1 回答事業所

・有効回答 1,196 事業所、有効回答率 60.46% (調査対象 1,978 事業所)

### < 産業別構成 >

産 業	事業所数 (社)	割合 (%)
建設業	100	8.4
製造業	258	21.6
電気・ガス・熱供給・水道業	12	1.0
情報通信業	15	1.3
運輸業、郵便業	85	7.1
卸売業・小売業	130	10.9
金融業・保険業	17	1.4
不動産業、物品賃貸業	12	1.0
学術研究、専門・技術サービス業	15	1.3
宿泊業、飲食サービス業	83	6.9
生活関連サービス業、娯楽業	31	2.6
教育、学習支援業	44	3.7
医療、福祉	227	19.0
複合サービス事業	50	4.2

### < 規模別構成 >

規 模	事業所数 (社)	割合 (%)
30人未満	404	33.8
30～49人	212	17.7
50～99人	229	19.1
100～299人	207	17.3
300人以上	144	12.0

・労働者の割合は、正社員 65.7%、パートタイム労働者 25.4%

## 2 賃金、労働時間

### (1) 賃金体系

- ・賃金体系で多いのは、「定期昇給型と成果主義型の混合」 43.4%
- ・成果主義を取り入れているのは 60.4%

### (2) 労働時間

- ・休暇制度の導入状況は、
  - 「病気休暇」導入率 33.3%
  - 「健康診断（人間ドック）休暇」導入率 14.3%
  - 「リフレッシュ休暇」導入率 13.0%
- ・多様な就労形態の導入状況は、
  - 「変形労働時間制」導入率 39.7%

「短時間勤務制度」導入率 22.2%

- ・何らかの週休2日制を採用しているのは 64.0% (完全週休2日制は 37.2%)

<産業別>

何らかの週休2日制を採用している割合が高いのは、

- ① 金融業・保険業 94.1%      ② 学術研究、専門・技術サービス業 93.3%
- ③ 不動産業、物品賃貸業 83.3%

- ・年次有給休暇取得率は 48.2%

### 3 定年制

(1) 定年制

- ・何らかの定年制を定めているのは 84.3%

<産業別>

何らかの定年制を定めている割合が高いのは、

- ① 金融業・保険業 100.0%      ② 製造業 93.8%
- ③ 運輸業、郵便業 (90.6%)

定年制がない割合が高いのは、

- ① 宿泊業、飲食サービス業 37.8%      ② 情報通信業 26.7%
- ③ 卸売業・小売業 23.8%

<規模別>

規模が大きいほど、何らかの定年制を定めている割合が高い

- ・一律定年制を定めている場合、その年齢は63歳以上が 13.7%

- ・62歳以下の一律定年制を定めている場合の対応

(ア) 定年年齢の引き上げ：実施予定 10.4%

(イ) 定年制の廃止：決定 0.4%

(ウ) 継続雇用制度：何らかの継続雇用制度がある 92.7%

(エ) 再就職の斡旋：あり 11.7%

- ・63歳以上の一律定年制、職種別定年制、その他の定年制を定めている場合の対応

(ア) 定年年齢の引き上げ：実施済 52.6% 実施予定 10.5%

(イ) 定年制の廃止：決定 0.0%

(ウ) 継続雇用制度：何らかの継続雇用制度がある 67.7%

(エ) 再就職の斡旋：あり 9.4%

### 4 育児・介護休業制度

(1) 育児休業制度

- ・育児休業制度を規定しているのは 66.4%

子が1歳に達するまでの規定をしているのは 29.3%

法を上回る規定をしているのは 10.4%

<産業別>

法を上回る規定をしている割合が高いのは、

① 金融業・保険業 47.1%      ② 情報通信業 20.0%

③ 電気・ガス・熱供給・水道業 16.7%

逆に低いのは、

① 学術研究、専門・技術サービス業 0.0%      ② 生活関連サービス業、娯楽業 3.2%

③ 複合サービス事業 6.0%

<規模別>

規模が大きいほど、法を上回る規定をしている割合が高い

・育児休業取得率は、男性 2.95%、女性 86.74%

・育児休業利用者の利用期間は、男性の場合「2週間未満」が最多、女性の場合「6ヶ月以上1年未満」が最多

・育児休業取得者がいた事業所における、育児休業を取得する際の雇用管理は、「同じ部門の他の社員で対応する」 43.8%

(2) 介護休業制度

・介護休業制度を規定しているのは 59.8%

<産業別>

介護休業制度を規定している割合が高いのは、

① 金融業・保険業 88.2%      ② 医療、福祉 76.7%      ③ 製造業 67.4%

逆に低いのは、

① 不動産業、物品賃貸業 25.0%      ② 学術研究、専門・技術サービス業 40.0%

③ 宿泊業、飲食サービス業 41.0%

<規模別>

介護休業制度を規定している割合が高いのは、規模が大きいほど高い

・介護休業の利用人数は、男性 8人、女性 40人

(3) 育児・介護の支援制度

・何らかの育児のための支援措置があるのは 56.5%

その内容は、短時間勤務制度 47.8% 所定外労働の免除 35.5%

・何らかの介護のための支援措置があるのは 48.8%

その内容は、短時間勤務制度 41.4% 所定外労働の免除 29.8%

(4) 育児・介護休業の導入及び運用における問題点

- ・育児・介護休業の導入及び運用における問題点としては、  
「代替要員の人材確保が難しい」 育児 49.3%、介護 46.3%  
「利用する者が少ない」 育児 37.0%、介護 43.8%

#### (5) 子の看護休暇制度

- ・子の看護休暇制度を規定しているのは 38.7%

##### <産業別>

子の看護休暇制度を規定している割合が高いのは、

- ① 金融業・保険業 82.4%      ② 医療、福祉 54.2%      ③ 製造業 41.9%

逆に低いのは、

- ① 不動産業、物品賃貸業 16.7%      ② 学術研究、専門・技術サービス業 20.0%  
③ 宿泊業、飲食サービス業 22.9%

##### <規模別>

規模が大きいほど、子の看護休暇制度を規定している割合が高い

- ・子の看護休暇の利用人数は、男性 39 人、女性 197 人

### 5 パートタイム労働者

- ・各種制度の適用状況をみると、

就業規則は 80.5% (一般労働者 94.9%)

昇給制度は 47.3% (一般労働者 85.2%)

特別給与(賞与等)は 45.7% (一般労働者 87.1%)

教育訓練は 41.0% (一般労働者 66.7%)

健康診断は 74.9% (一般労働者 93.7%)

正規従業員に切り替える制度は 43.3%である。

- ・各種保険の適用状況をみると、健康保険 55.6%、厚生年金保険 54.5%、雇用保険 74.8%、労災保険 84.1%である。

- ・パートタイム労働者の労働契約を雇入通知書等の書面により結んでいるのは 62.1%

- ・パートタイム労働者から正社員へ登用があったのは 4.2%

### 6 公益通報者保護法

- ・公益通報の方法や通報者の不利益処分の禁止について規定しているのは 14.0%

- ・公益通報の受付相談窓口を設置しているのは 15.3 %

- ・公益通報の受付相談窓口を設置している場合、

「相談、通報ともあった」 10.9%

「相談があった」 2.7%

「通報があった」 1.6%

## 7 人事労務管理

・管理職に占める女性の割合は 17.5%

<産業別>

管理職に占める女性の割合が高いのは、

① 医療、福祉 46.1% ② 教育、学習支援業 40.2%

逆に低いのは、

① 電気・ガス・熱供給・水道業 0.7% ② 建設業 6.5% ③ 製造業 7.5%

<規模別>

管理職に占める女性の割合が高いのは、30人未満（24.7%）

逆に低いのは、300人以上（11.8%）

・何らかのセクシュアルハラスメントへの取り組みがあるのは 80.6%

<産業別>

何らかのセクシュアルハラスメントへの取り組みが高いのは、

① 金融業・保険業 100.0% ② 情報通信業 93.3%

③ 生活関連サービス業、娯楽業 90.3%

逆に低いのは、

① 学術研究、専門・技術サービス業 60.0% ② 建設業 68.0%

<規模別>

規模が大きいほど、セクシュアルハラスメントへの取り組みが高い

・人事・労務管理について関心があることは

①人材の確保 52.3%

②賃金 19.5%

③教育訓練 18.5%

## V 調査の変遷

～H14 ・「県内中小企業賃金事情実態調査」…毎年実施

（賃金、一時金、初任給、定年制、退職金制度等）

・「労働条件等実態調査」…隔年実施

（所定労働時間、年間休日日数、休暇、育児・介護休業等）

・「パートタイマー実態調査」…隔年実施

（パートタイマーの職種、賃金、勤務日数、労働時間、各種制度等）

H15 3調査を一本化 「県内中小企業賃金事情等実態調査」

H16～ 調査項目を労働条件に特化 「和歌山県労働条件等実態調査」